

## 1. 令和7年第2回郡上市議会定例会議事日程（第1日）

令和7年6月10日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 会期の決定について
- 日程3 議案第64号 専決処分した事件の承認について（郡上市税条例の一部を改正する条例）
- 日程4 議案第65号 専決処分した事件の承認について（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う郡上市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程5 議案第66号 専決処分した事件の承認について（郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程6 議案第67号 専決処分した事件の承認について（令和6年度郡上市一般会計補正予算（専決第4号））
- 日程7 議案第68号 専決処分した事件の承認について（令和6年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（専決第1号））
- 日程8 議案第69号 専決処分した事件の承認について（令和6年度郡上市工業団地事業特別会計予算（専決第1号））
- 日程9 議案第70号 専決処分した事件の承認について（郡上市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取り消しについて）
- 日程10 議案第71号 専決処分した事件の承認について（財産の無償貸付について）
- 日程11 議案第72号 郡上市職員の育児休業等に関する条例及び郡上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程12 議案第73号 郡上市職員の給与に関する条例及び郡上市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程13 議案第74号 郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程14 議案第75号 郡上市税条例の一部を改正する条例について
- 日程15 議案第76号 郡上市白鳥前谷自然活用総合管理施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 日程16 議案第77号 郡上市社会教育施設設置条例の一部を改正する条例について
- 日程17 議案第78号 令和7年度郡上市一般会計補正予算（第1号）について
- 日程18 議案第79号 令和7年度郡上市財産区特別会計補正予算（第1号）について

- 日程19 議案第80号 財産の無償譲渡について（旧美並庁舎ほか3施設）
- 日程20 議案第81号 物品売買契約の締結について（業務端末購入）
- 日程21 議案第82号 物品売買契約の締結について（高規格救急自動車購入）
- 日程22 報告第2号 令和6年度郡上市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程23 報告第3号 令和6年度郡上市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 日程24 報告第4号 令和6年度郡上市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程25 報告第5号 専決処分の報告について
- 日程26 議発第5号 議員派遣について
- 日程27 議報告第6号 諸般の報告について（議員派遣の報告）
- 日程28 議報告第7号 諸般の報告について（例月出納検査の結果）

## 2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 3. 出席議員は次のとおりである。（17名）

1番	北山浩樹	2番	大坪隆成
3番	有井弥生	4番	和田樹典
5番	みずのまり	6番	蓑島正人
7番	池田源則	8番	池戸郁夫
9番	山田智志	10番	本田教治
11番	長岡文男	12番	田代まさよ
13番	田中義久	15番	森藤文男
16番	原喜与美	17番	野田かつひこ
18番	清水敏夫		

## 4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

## 5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	山川弘保	副市長	置田優一
副市長	乾松幸	教育長	熊田一泰
市長公室長	河合保隆	総務部長	加藤光俊
総務部付部長	村瀬正純	健康福祉部長	田口昌彦

農林水産部長	田代吉広	農林水産部付部長	伊藤公博
商工観光部長	粥川徹	建設部長	三輪幸司
環境水道部長	遠藤貴広	郡上偕楽園長	成瀬敦子
教育次長	長尾実	会計管理者	中山洋
消防長	兼山幸泰	郡上市民病院事務局長	藤田重信
国保白鳥病院事務局長	蓑島康史		

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	齋藤貴代	議会事務局 議会総務課長	野田知孝
議会事務局 議会総務課 主 任	荻本 恵		

## ◎開会及び開議の宣告

○議長（森藤文男） おはようございます。

議員の皆様におかれましては、大変多用なところを御出席いただきましてありがとうございます。開会前ではありますが、この4月に新しく部長になられたお二人が、この6月定例会より出席いただいておりますので紹介を申し上げます。村瀬総務部付部長、伊藤農林水産部付部長。山川市長を中心に、よろしく願いをいたします。

それでは、ただいまから令和7年第2回郡上市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の議事日程につきましては、お手元に配付をしてありますので、よろしく願いいたします。議事に入る前に、ここで報告を申し上げます。

去る5月26日、蓑島もとみ議員から一身上の理由により議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、地方自治法第126条の規定により、同日これを許可いたしましたので御報告をいたします。

また、毎回申し上げておりますが、携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードにいただきますよう御配慮のほうよろしく願います。

また、傍聴規則第8条の規定により、傍聴の方は撮影、録音等が禁止されておりますので、併せてよろしく願いいたします。

(午前 9時30分)

---

## ◎会議録署名議員の指名

○議長（森藤文男） それでは、日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、6番 蓑島正人議員、7番 池田源則議員を指名いたします。

---

## ◎会期の決定について

○議長（森藤文男） 日程2、会期の決定についてを議題といたします。

会期並びに会期日程につきましては、去る6月2日の議会運営委員会において御協議をいただいております。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日6月10日から6月27日までの18日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、本定例会は、本日6月10日から6月27日までの18日間と決定いたしました。

会期日程につきましては、お手元に配付してありますので、お目通しをお願いいたします。

---

### ◎市長挨拶

○議長（森藤文男） ここで、山川市長から御挨拶をいただきます。

市長、よろしくお願ひします。

山川市長。

○市長（山川弘保） 皆様、おはようございます。令和7年第2回郡上市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御参集いただき誠に有難うございます。

提案説明に入ります前に、一言御挨拶を申し上げます。

今朝の新聞で、郡上おどりの投げ銭、自分たちのこの踊りをどう伝えていくかということについて、郡上八幡の皆さんが非常に前向きに取り組まれるという報道が、新聞紙上大きく割かれていました。郡上おどりにつきましては、これまで八幡町時代から役場が中心になり、いろいろなプロモーション、そして踊り会場の整備、皆さんに踊ってもらい、参加してもらいということを一生涯懸命考えてやってこられました。

そういった中で、この郡上おどりがこれからも続くためにはどうしたらいいのかということを考え、100年計画というものが昨年策定され、それを実行委員会でも了承された次第です。

若者がこの踊りを未来へつないでくれるために、ジュニアクラブが充実され、そしていろいろなところから、郡上おどりは一体これからどうあるべきかということを考えていただきました。

自らやっていく、自らの手でこの踊りを伝えるんだという強い思いが、今回の棚橋会長のほうからもございましたように、こういった投げ銭という形で、予算だけではなく、人のほうも自分たちでやっっていこうという住民自治、これへの強い表明だったと思い、私は大変うれしく思いました。

郡上市のいろいろなシステムが動いている中、今考えなければいけない一つが指定管理の制度です。

本来、それぞれの町村で行っていた事業、これが赤字経営を続ける中、民間の活力を入れ、その指定管理を行うことにより、さらにいいものにできないかという考えから、指定管理制度が導入されたと思っています。

そういった中、美並の子宝の湯、皆様も御存じのように、美並地区の6人の方が出資をし、全て自分たちで修理もし、経営、運営をしていくという、これもまた美並地域で起こってきた非常に前向きな考えだというふうに捉えました。

郡上市は、美並の子宝の湯に1,500万円近い指定管理料を払っていました。また修理も、設備の保全、全て郡上市で見っていました。そういった中、この施設が破綻をしました。

住民の方からは、郡上市はどうしているんだという御意見をいただいております。それが今回の

美並のあの6人が、自分たちでクラウドファンディングも含めやっていこうという、そしてそれを成し遂げたいという思い。この事実の前に、指定管理とは一体何だったんだろう。これは、執行部も、そして議会の皆様も、市民一人一人が一体何だっただろうと、これを考えていかななくてはなりません。

郡上八幡の街中にあります越前屋。※今回、この指定管理を取り消し、議会のほうでお認めいただいた上で、貸出しということを考えました。非常に重要な文化財であることは、否定はいたしません。ただ、それを取得するために約1億円を払い、※修繕のために1億円を払い、さらに指定管理で毎年1,500万円近くを支払い続ける。これは一体、郡上市の将来にとって本当にあるべき姿かどうか。言うまでもなく、もしこのプロポーザルでうまくこの事業が動くということであれば、指定管理というものの全てについて見直さなければなりません。

大変一生懸命やってくださっている事業者もおられ、うまく回るところ、なかなか難しいところがあると思います。いつまでこの指定管理料を払い続けるのか、また民間の活力で本当に原点に戻ってやれるのか、そのあたりもこれから皆様とともに考えていきたいと考えています。

公が正しく、民間は間違っただけをやる。決して私はそう思っていません。公も間違いはあるでしょう。民間も、もちろん違った方向へ行くこともあると思いますが、これからの郡上市をつくっていくときに、これまでのように公が全ての費用を用意し、そして民間の方がそれを使っていたいてやるというのではなく、今お話しした例のように、民間活力で前へ向かって進むということは、これからの郡上市にとって不可欠だと考えています。

原点回帰を目指すことは非常に重要です。これまで郡上市の幾つかの組織がある中で、青年団が消え、婦人会が消え、そして消防団も存亡の危機に立たされています。

郡上市は今まで鏡のような水面でございました。何も問題はないだろうと皆さんは思っておられました。そこへ今回、私がこの1年前から市長を拝命し、鏡のような水面に石を投げ込むことをしました。補助金のカット、大変大きな話題となり、さきの議会でも附帯決議としてしっかり説明をすること、これを条件づけられました。今、職員、私たち、いろいろな場所で説明をして回っています。広報、ケーブルテレビ、行政番組、そういったことを通じて一生懸命やっておりますが、この石を投げ込んだことにより、放っておいたら自然消滅したかもしれない組織が自分たちの在り方を考えてくださる、そういった例がございました。シニアクラブのほうからも大変な御批判を受けたことは皆様も御承知だと思います。

そういった中で、シニアクラブが郡上の市シ連として、これからどうあるべきかということを考えてくださる、在り方の検討委員会、そういったものを立ち上げられました。これは大変前向きなことで、ありがたいと思っています。その中でしっかり考えられた御意見については、市としてもこれから応援していきたいと思っております。行政は足元を見る。そういったものではうまく回ら

ないこともたくさんあると考えます。

もちろん、今の現状をしっかりと見つめ、直さなきゃいけない点は直していくということも必要です。しかし、先を見る目という、この行政はこれから不可欠になっていきます。大きな建築事業につきましては、起債をすることにより、将来の世代も負担をする。これが原則です。それがあるから起債ができます。

今の足元を見て、必要な施設だから大きく造る、これを続けていたのでは、将来これを負担する世代はたまったものではありません。

大きな福祉施設を造っていこうという郡上市の考えに対して、それを縮小した、また、議会のほうでもお認めをいただき、大変私はありがたいと思っています。

学校のクラスが今は2クラスいるから大きな学校を造る、これはいいでしょう。でも、それがすぐ1クラスになる。これはそのために起債をして、将来の子どもたちに負担させるということは正しいでしょうか。

もし、百歩譲って正しいというのであれば、旧町村の枠を超えて学校の統廃合をしていくというようなことにも踏み込む必要があったかもしれません。これは現実的ではないかもしれません。

ただ、それをやる上で統廃合を行うときに、事前に近隣の小学校と学校同士の交流をするとか、PTA交流をするとか、そういう下地をつくっておいてから合併をするべきだったかもしれません。

また、子どもが減ることが分かっていますから、学校を建てるということは住宅政策が不可欠です。単発の政策だけをやっていくのではなく、どうしたらその造った学校を有効に使っていただけるか、家を造るのを安くするのもいいでしょう、補助をするのは当然です。また、住宅、この宅地を提供していくこともこれからの郡上市にはペアとしてやっていかなければなりません。そういったことをこれから皆様とともに考えていきたいと思っています。

また、さきの議会でも質問いただきました職員の処遇に関してです。

公務員も人、公務員は税金をもらって働いているから減私奉公、こんなことを言っていては、職員はついてきませんし、辞めていく人がたくさんいると思います。

先般、郡上市に就職して3年目の職員から、こういった言葉がありました。市長室で市長とお話をするとき、理論武装していかないとしゃべれません。あなたは一体何を考えているんですか。

紙と鉛筆だけ持ってきてくださいと私は皆に言っています。その中で話を決めて、それから進もうではありませんか。

理論武装しなければ市長としゃべれない職員がいるとは、私はびっくりしました。こんなことでは、窮屈な思いをして、自分の意見を言えない職員がたくさん出るでしょう。そういった中で、これから進めていかなければいけない働き方改革として、さきに議会のほうでもお認めいただいた宿日直の縮小、さらには外注化、これは今後必要になってくると思いますし、他の自治体でも、もう

これは当然のことになっています。また、庁舎の開庁時間、閉庁時間の調整、これも必要になるでしょう。市の責任者として、職員にしっかり働いてもらえるようにしていくのは私の仕事です。そのためには、市民の御理解が不可欠です。十分休んで、そしていい考えを出していただく。市役所が一丸となって、市民のためにやるためには、そういったこともこれから必要になってきます。

最後になりますが、今の郡上市では138人というこの数字がたくさんしゃべられるようになりました。議員の皆様も138という、この昨年生まれた子どもたちの数を至るところで御説明いただいていると思います。

138の壁を破らない限り、郡上市に明日はありません。各地域の集落は消え、そして郡上を支えていくだけの税収もなくなり、最後を迎えるのは、本当に寂しい思いをする郡上市になる。これは間違いありません。私たちはこの138の壁を破るために、若者へのシフトということで予算を集中させています。

もちろん、年配の方をないがしろにするつもりは全くありません。しかし、この138を破らない限り、郡上市に明日がないことも明白です。

どうしたらできるのか。全国の自治体が、財政力のあるところだけ人を呼び込み、そしてやっていける。こんなおかしなことはないと思います。郡上市は、必ずみんなが一つの方向を向いて理解をして、若者のために、そして人が戻ってこられるように、この子どもの数が増えたとき、郡上市の明日が見えてくるのではないのでしょうか。

皆様とこれからこの138をどう解決していくかを真剣に考えていきたいと思っています。

さて、本日御提案申し上げます案件は、条例の一部改正、令和6年度補正予算、当初予算などの専決処分に関するものが8件、条例の一部改正及び廃止に関するものは6件、令和7年度補正予算に関するものが2件、財産の無償譲渡に関するものが1件、契約に関するものが2件の計19件でございます。

なお、議案などの詳細につきましては、議事の進行に従い、それぞれ担当部長等から説明をいたしますので、御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます、挨拶といたします。

令和7年6月10日、郡上市長 山川弘保。

ありがとうございました。

○議長（森藤文男） ありがとうございました。

---

#### ◎議案第64号について（提案説明・採決）

○議長（森藤文男） それでは、日程3、議案第64号 専決処分した事件の承認について（郡上市税条例の一部を改正する条例）についてを議題といたします。

説明を求めます。

加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） 議案第64号 専決処分した事件の承認について（郡上市税条例の一部を改正する条例）。

郡上市税条例の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年3月31日次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和7年6月10日提出、郡上市長 山川弘保。

本議案は、上位法であります地方税法等の一部改正に伴う条例改正です。

改正内容を資料で説明いたします。

改正は4つの条文が該当いたします。

1番目、表一番上ですが、第63条の2に引用します地方税法施行規則の法番号表記に過去の改正誤りがあったということで、これを訂正する改正が1点ございます。

番号2番目、第82条の改正は、新基準原付と呼ばれます新たな車両税率を定める改正です。表中の改正内容欄にございますとおり、本年4月1日から、125cc以下のバイクであって、最高出力が4キロワット以下、馬力では5.4馬力に相当いたします以下の車両は、新基準原付として原付免許で運転できることになりました。従来ですと125cc以下のバイクで出力が4キロワットを超える車両は税が2,400円のところ、新基準原付の税率にあつては2,000円、50ccの原付と同額とする規定を追加する改正を行ったものです。

3番目、第89条は、種別割の減免申請書の改正です。今ほどの第82条の新基準原付の追加に伴いまして、減免申請書の記載事項に総排気量と最高出力を記載する旨の改正を行いました。

次に、第90条の改正は、本年3月24日からマイナンバーカードに免許証が一体化したマイナ免許証の運用が始まっておられます。種別割の減免を受けようとする際に提出するものとして、マイナンバーカードでも可能とする規定の追加を行い、また読み取り機を設置するなどの旨を追加いたします。マイナンバーカードだけでは、免許証の情報が記録されているか確認できませんので、当面の運用としましては、読み取り機の設置に代えまして、スマートフォンアプリでのカード情報の読み取り、アプリでの免許証情報を確認する運用を想定してございます。

今ほどの説明は、前段にございます新旧対照表におきましては、右側に改正前、左側に改正後の条文として記載しております。

施行日は、令和7年4月1日としておりまして、議会を開くいとまがなく、専決処分したものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（森藤文男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっています議案第64号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 異議なしと認めます。よって、議案第64号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議案第64号について、原案のとおり承認することに御異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 異議なしと認めます。よって、議案第64号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

---

#### ◎議案第65号について(提案説明・採決)

○議長(森藤文男) 続きまして、日程4、議案第65号 専決処分した事件の承認について(地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う郡上市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

説明を求めます。

粥川商工観光部長。

○商工観光部長(粥川 徹) それでは、議案第65号 専決処分した事件の承認について(地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う郡上市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例)。

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う郡上市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年3月31日次のとおり専決処分したので報告し、承認を求めます。

令和7年6月10日提出、郡上市長 山川弘保。

おめくりいただきまして、資料のほうで説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

今般の条例改正につきましては、国の地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律と、こちらの法律の改正に伴い、市の条例改正を行うものです。こちらにつきましては、国の地域経済牽引事業の適用期間が3か年延長されることになりました。これに伴いまして、これまで市の条例につきましては、令和7年3月31日をこの適用期限としておりましたが、3年延

長するということになりましたので、この適用期間のほうを令和10年3月31日に改めさせていただくものです。

条例案のほうに、改正後、改正前の条例を入れさせていただいておりますが、改正前のほうにつきましては、令和7年3月31日となっておりますものを、改正後として、令和10年3月31日までという形に改めさせていただくものとなりますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（森藤文男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第65号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第65号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 討論なしと認め、討論も終結し、採決を行います。

議案第65号について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第65号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

---

#### ◎議案第66号について（提案説明・採決）

○議長（森藤文男） 日程5、議案第66号 専決処分した事件の承認について（郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

説明を求めます。

田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） 議案第66号 専決処分した事件の承認について（郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）。

郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年3月31日次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和7年6月10日提出、郡上市長 山川弘保。

かがみの次に新旧対照表、その次に資料を添付しておりますので、資料にて御説明をさせていただきます。

改正理由となりますが、令和7年度、税制改正において、国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直しが示され、それに伴い地方税法施行令の一部改正が3月31日公布、4月1日施行されたことにより、国民健康保険税条例を一部改正するものです。

主な改正点ですが、1点目として、課税限度額の引上げです。保険税の課税限度額を3万円、基礎課税額分で1万円、後期高齢者支援金等分で2万円引き上げます。

理由としましては、高所得者層に負担を求めることにより、中間所得層の負担軽減につなげる。被用者保険におけるルールとのバランスを考慮し、全国の国保の課税限度額を超える世帯割合を1.5%に近づくまで段階的に引き上げていくとされていることによりです。

表の1段目、基礎課税額分65万円を66万円、2段目の後期高齢者支援金等分24万円を26万円に増額します。介護納付金分は据え置き、合計106万円を109万円とします。

2点目としまして、軽減判定所得基準の拡充です。国民健康保険税の5割軽減及び2割軽減の軽減判定所得基準の引上げ。

理由としましては、経済動向に伴い、国民健康保険税の均等割、平等割の5割軽減、2割軽減における軽減判定所得基準を引き上げるものです。

次のページをお願いします。

7割軽減については変更はありません。5割軽減、2割軽減について、被保険者数に乗ずる額を、5割軽減は29万5,000円を1万円増額し30万5,000円に、2割軽減は54万5,000円を1万5,000円増額し56万円とします。

施行期日は令和7年4月1日とし、令和7年度の国民健康保険税から適用します。

説明は以上となります。よろしくをお願いします。

○議長（森藤文男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第66号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第66号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議案第66号について、原案のとおり承認することに御異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 異議なしと認めます。よって、議案第66号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

---

#### ◎議案第67号について(提案説明・採決)

○議長(森藤文男) 続きまして、日程6、議案第67号 専決処分した事件の承認について(令和6年度郡上市一般会計補正予算(専決第4号))を議題といたします。

説明を求めます。

村瀬総務部付部長。

○総務部付部長(村瀬正純) 議案第67号 専決処分した事件の承認について(令和6年度郡上市一般会計補正予算(専決第4号))。

上記について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年3月31日次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和7年6月10日提出、郡上市長 山川弘保。

予算書1ページをお願いいたします。

令和6年度郡上市の一般会計補正予算(専決第4号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9億1,817万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ322億772万円とする。

第2条、地方債の変更は、第2表 地方債補正による。

予算書7ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正は、変更です。

事業の実績に合わせて、起債の額を減額変更しております。補助災害復旧事業、右側に行きまして、補正後限度額530万円、辺地対策事業3億9,620万円、過疎対策事業11億2,720万円、合計で20億1,430万円とするものです。

それでは、補正予算の内容を説明いたしますので、事業概要説明一覧表3ページをお願いいたします。

歳入歳出ともに、主な補正理由は、事業費確定です。補正理由の概要は、表の右側にある理由欄のとおりですので、こちらの読み上げは極力割愛させていただきます。

初めに、3ページ、地方揮発油譲与税から次ページの交通安全対策特別交付金までは、国からの

交付金の確定により補正しております。

なお、4ページ一番上の特別交付税につきましては、補正後額が21億5,360万4,000円と過去最高となっております。これは除雪に関することで、たくさん頂いております。

4ページ、3段目をお願いいたします。

款13分担金及び負担金、林業費分担金、災害復旧費分担金マイナスの12万6,000円。

款15国庫支出金、公共土木施設災害復旧費負担金、過年負担金でマイナス184万1,000円。総務管理費補助金、デジ田の地方創生推進タイプとしてマイナスの242万7,000円、同じくデジタル実装タイプとして397万6,000円。児童福祉費補助金、児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金マイナス175万5,000円。これは次に出てきます事業への切替えのため減額となっております。子ども・子育て支援交付金457万7,000円。補助率が2分の1から3分の1となっております。道路橋りょう補助金、社会資本整備総合交付金6,471万8,000円。臨時道路除雪事業費補助金3億5,500万円。こちらはどちらも除雪分として追加の配分を頂いたものとなります。住宅費補助金、木造住宅耐震補強工事補助金マイナスの24万円。ブロック塀等撤去補助金7,000円。こちらは事業費確定となります。小学校補助金、公立学校情報機器活用支援体制整備補助金24万7,000円、同じく中学校分として11万6,000円。

続きまして、款16県支出金、総務管理費補助金、自主運行バス総合補助金523万9,000円。清流の国ぎふ推進補助金が246万円。こちらは事業採択による補正となっております。

次のページをお願いいたします。

移住支援事業補助金マイナスの270万円。児童福祉費補助金、子ども・子育て支援事業費補助金114万4,000円。保健衛生費補助金、太陽光発電設備等設置費補助金マイナスの698万9,000円。地球環境保全対策費補助金46万2,000円。こちらも事業費確定による補正となっております。林業費補助金、森林整備事業補助金47万9,000円。道路橋りょう補助金、県管理道民有地樹木伐採事業補助金マイナスの119万8,000円。住宅費補助金、木造住宅耐震補助金マイナスの2万4,000円。木造住宅耐震補強工事補助金マイナスの30万円。ブロック塀等撤去費補助金3,000円。空家除却費支援事業補助金マイナスの3万3,000円。空家利活用事業費補助金マイナスの2万3,000円。どちらも事業費確定となります。農地農業用施設災害復旧費補助金、過年補助金が1,228万7,000円。林業用施設災害復旧費補助金3,406万7,000円。道路橋りょう費委託金、県管理道路除雪委託金2,145万2,000円。

次のページをお願いいたします。

款18寄附金、まち・ひと・しごと創生寄附金2,210万円。こちら、企業版ふるさと納税のお申出を4件いただいております。

款19繰出金、財政調整基金繰入金マイナスの10億円。

款21諸収入、総務費雑入、静岡県環境資源協会補助金マイナスの1,066万6,000円。CO<sub>2</sub>排出抑

制に係る補助金となります。

続きまして、款21市債、総務費、過疎対策事業債マイナスの3,810万円。民生債、過疎対策事業債590万円。農業債、辺地債マイナスの70万円、過疎債70万円、道路橋りょう債の辺地債が30万円、河川債の過疎債がマイナスの250万円、都市整備事業債、過疎債へ40万円。補助災害復旧事業債、林業用施設がマイナスの3,010万円。過年公共土木施設についてはマイナスの60万円となっております。

次に、歳出をお願いいたします。

事業名称、財政調整基金積立金、補正額が8億6,695万円で、この補正の関連でこれだけの積立てができることとなっております。

郡上市ふるさと応援基金積立金1,902万円。こちら、先ほど頂いた寄附金のうち2件分について、令和7年度に使えるよう積立金に積み立てております。

庁舎等整備事業マイナスの3,695万7,000円。たずさえの森整備事業47万9,000円。こちら、県の補助金を頂きましたので、岐阜市へお返しするための補正となります。

地域おこし実践隊派遣事業マイナスの54万円。移住・定住推進事業マイナスの360万円。過疎地域持続的発展事業が538万4,000円のマイナスです。ふるさと寄附啓発事業82万5,000円。こちらは、企業版ふるさと納税いただいたものについてのマッチング委託料の増額となります。

ひと・まちづくり推進事業マイナスの110万円。介護サービス事業特別会計繰出金4,324万2,000円。こちらは、郡上偕楽園の移転整備事業につきまして、計画見直しによりまして起債が借りられないということになりましたので、一般会計から代替財源として繰出金を行うものです。

生活保護事務経費30万9,000円。こちらは、過年に頂いた補助金をお返しするものです。

環境保全推進事業マイナスの1,017万9,000円。有害鳥獣捕獲事業759万5,000円。雇用対策推進事業マイナスの100万円。企業誘致関連整備事業5,801万7,000円。こちら先ほどの偕楽園と同じように、大矢元工業団地整備事業の計画見直しにより、起債借入れを行わないことによりまして、代替財源として一般会計から繰り出しを送り出すものです。

事業承継支援事業マイナスの200万円。沿道林修景整備事業マイナスの216万円。

次のページ、お願いいたします。公共急傾斜地崩壊対策事業マイナスの245万円。木造住宅耐震補強工事補助事業マイナスの84万円。ブロック塀等撤去費補助事業マイナスの55万円。空家等対策事業マイナスの194万6,000円。単独災害復旧事業（林業用施設）がマイナスの300万円。現年補助災害復旧事業（林業用施設）がマイナスの380万円。過年補助災害復旧事業（公共土木施設）がマイナスの276万円となります。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（森藤文男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第67号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 異議なしと認めます。よって、議案第67号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議案第67号について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 異議なしと認めます。よって、議案第67号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

---

#### ◎議案第68号について(提案説明・採決)

○議長(森藤文男) 日程7、議案第68号 専決処分した事件の承認について(令和6年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算(専決第1号))を議題といたします。

説明を求めます。

成瀬郡上借楽園長。

○郡上借楽園長(成瀬敦子) 議案第68号 専決処分した事件の承認について(令和6年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算(専決第1号))。

上記について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年3月31日次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和7年6月10日提出、郡上市長 山川弘保。

予算書の1ページをお願いいたします。

令和6年度郡上市の介護サービス事業特別会計補正予算(専決第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,324万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億672万円とする。

事業一覧で説明させていただきたいと思っておりますので、資料の13ページをお願いいたします。

歳入です。款5一般会計繰入金、補正額が4,324万2,000円です。

下段の歳出ですが、目2財産管理費、郡上偕楽園移転整備事業、補正額が4,324万2,000円となります。

補正となりました理由につきましては、今回の郡上偕楽園の移転整備事業は、令和5年度からの繰越事業、繰越予算で実施設計を進めておりました。実施設計に関する起債につきましては、先ほど説明がございましたが、建設事業の実施を前提として起債の借入れが可能ということになっております。昨年度の事業の見直しに伴いまして、計画をしておりました起債の借入れが対象外ということの状況になりました。このため、繰越しの予算の中では財源が不足いたしますので、制度上、繰越予算の補正ができないこともございまして、今回この6年度の予算として新たに予算措置をお願いするものでございます。

どうかよろしく願いいたします。

○議長（森藤文男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第68号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第68号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議案第68号について、原案のとおり承認することに御異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第68号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

---

#### ◎議案第69号について（提案説明・採決）

○議長（森藤文男） 続きまして、日程8、議案第69号 専決処分した事件の承認について（令和6年度郡上市工業団地事業特別会計予算（専決第1号））を議題といたします。

説明を求めます。

粥川商工観光部長。

○商工観光部長（粥川 徹） それでは、議案第69号 専決処分した事件の承認について（令和6年

度郡上市工業団地事業特別会計予算（専決第1号））。

上記について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年3月31日次のとおり専決処分したので報告し、承認を求めらる。

令和7年6月10日提出、郡上市長 山川弘保。

予算書のほうをよろしくお願ひします。

本特別会計につきましては、年度当初に予算計上しておりませんでした。そのため、今専決予算が当初予算という形になりますので、よろしくお願ひします。

予算書の1ページ、お願ひします。

令和6年度郡上市工業団地事業特別会計予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,801万7,000円と定める。

予算書の4ページをよろしくお願ひします。

歳入のほうについて説明させていただきます。

歳入、繰入金になります。他会計繰入金、一般会計繰入金、予算額は5,801万7,000円です。

歳出のほうについて説明させていただきます。

事業概要一覧の14ページをお願ひします。

事業費、工業団地造成事業、予算額が5,801万7,000円です。こちらにつきましては、美並町苅安、大矢元地内にて計画しておりました約2ヘクタールの工業団地整備事業であり、令和5年から7年、繰越事業にて実施しておりました実施設計業務となります。事業の見直しによりまして、起債の借受けができなくなりましたので、繰越事業のため補正を行うことができません。そのため、令和6年度予算につきましては、一般財源からの繰入れを行いまして、処理するというものとなります。

以上となります。よろしくお願ひします。

○議長（森藤文男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第69号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思ひます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第69号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議案第69号について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 異議なしと認めます。よって、議案第69号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

---

◎議案第70号について(提案説明・採決)

○議長(森藤文男) 日程9、議案第70号 専決処分した事件の承認について(郡上市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取り消しについて)を議題といたします。

説明を求めます。

加藤総務部長。

○総務部長(加藤光俊) 議案第70号 専決処分した事件の承認について(郡上市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取り消しについて)。

郡上市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取り消しについて、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年3月31日次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和7年6月10日提出、郡上市長 山川弘保。

1、指定を取り消す郵便局の名称、西和良郵便局、牛道郵便局、北濃郵便局。

2、指定を取消年月日、令和7年3月31日。

3、指定取消理由、事務の取り扱い実績等を考慮し、特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定を取り消すもの。

市では、今ほど西和良、牛道、北濃の3つの郵便局に証明書の一部を代理交付する業務を委託しておりましたが、その実績が非常に少ないこと、また4月1日からはインターネットを介し、自宅に証明書が届く新たなサービスを開始したことなどから、本委託業務を廃止することとして、去る3月議会の予算審議で説明し、御理解を賜ったものであります。

取消しの手続におきましては、議決が必要になるところ、4月1日からの実施に際していとまはなく、3月31日をもって専決処分をいたしましたので、よろしく願いいたします。

○議長(森藤文男) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第70号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 異議なしと認めます。よって、議案第70号は委員会付託を省略することに決定

をいたしました。

討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議案第70号について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 異議なしと認めます。よって、議案第70号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

---

#### ◎議案第71号について(提案説明・質疑・採決)

○議長(森藤文男) 日程10、議案第71号 専決処分した事件の承認について(財産の無償貸付について)を議題といたします。

説明を求めます。

粥川商工観光部長。

○商工観光部長(粥川 徹) それでは、議案第71号 専決処分した事件の承認について(財産の無償貸付について)。

次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年5月1日次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和7年6月10日提出、郡上市長 山川弘保。

1、貸付けた財産(建物)、所在地、郡上市美並町大原2709番地、名称としましては、日本まん真ん中温泉子宝の湯、床面積1,020.29平米、構造としましては鉄骨造となります。

貸付けの相手方、郡上市美並町大原2709番地、株式会社ENKUUU代表取締役水口晶。

無償貸付けの理由、当施設は、現状で多くの修繕箇所を確認しており、今後も継続的な修繕を見込んでいるが、これらの修繕費用を借受人が負担するほか、市からの運営に係る負担もないことから、無償貸付けとしたいため。

契約の方法、プロポーザルによる使用貸借契約。

契約の期間、令和7年5月1日から令和17年3月31日。

根拠法令としましては、地方自治法第96条第1項第6号及び同法第237条第2項です。

おめくりいただきまして、資料に一連のほうを書いてありますが、前段の議案のところとほぼ同じとなります。

貸付け金額のほうゼロ円と無償という形になりますので、よろしくお願ひします。

位置図につきまして、美並町の日本まん真ん中温泉子宝の湯の位置図のほうを示しております。

こちらにつきましては、これまでの産業建設常任委員会や全員協議会について説明させていただいておりますが、昨年8月1日に子宝の湯の管理運営に係る指定解除の申出を受理させていただきました。その後、2月に事業内容、プロポーザルの審査をさせていただきました。3月11日には産業建設常任委員会のほうでプロポーザルの結果及び今回の契約の専決処分について御報告させていただきました。また3月24日の全員協議会についても同様の説明をさせていただいております。

今回の専決処分につきましては、契約につきましては議会の承認を得ることとなっておりますが、事業者から早期の営業開始の申出を受けておりまして、こういった部分を考慮させていただく中で専決処分をすることとさせていただきました。

今後の本施設につきましては、事業者からは10月下旬を営業開始という形で目標として、今鋭意努力をされているということで聞き及んでおりますので、よろしく申し上げます。

以上となります。

○議長（森藤文男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。

（13番議員挙手）

○議長（森藤文男） 13番 田中義久議員。

○13番（田中義久） 13番 田中です。ちょっといろいろと教えていただきたいというふうに思います。一般的には地区集会所のような極めて小規模な施設を地元で譲渡すると、こういう場合もこうした手続をするわけですけれども、今回、美並村の大きな一大のプロジェクトといたしますか、取組で、村営の施設です、もともとは。それを市営に移して、そしてそれよりはずっと格安の指定管理をお願いしてやってきたと。それが市の1,000万余にわたる補助でもできないということでこうなると。これにつきましては、普通財産ということになりましたので、温泉施設を温泉施設として使うというふうな用途の限定というものはないのではないかとこのように思うんです。場合によりましては、その中で、私、若干新聞等でお聞きしているのは、サウナも造って、大きな川を御利用の方とか、あるいは長良川鉄道を御利用の方等々、いろんなお客さんも引き込み、また地域にとっても活性化の施設にしていくというすばらしいお取組だと思って期待をしておるんですが、この契約の内容についてお聞きしたいのは、温泉の施設だったけども、もう温泉として使わなくてもいいし、どのようにそこを変えて使ってもいいという内容になっているのかということです。そして、これは貸付けでなくて、譲渡しなければならないということに、何かそういう市としての施設を全て所有から離すという意図があったのかもしれませんけれども、そういう点につきましても経緯を、あるいは目的をお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

粥川商工観光部長。

○商工観光部長（粥川 徹） 失礼します。2点の質問だったと思います。

まず、1点目の使用用途の部分に関しましては、温泉施設がもともとという形で設定させていただく中で経営しておったところであります。プロポーザルの申合せを受け付けさせていただく段としましては、提案された事業者さん等からは、ほかの用途の利用はいいのかという形の間合せもありました。確かに普通財産化させていただく中で、多様な使用用途という部分は検討させていただくところではあります。もともと温泉施設とそちらの部分の有効活用していただきたいというような思いもありましたので、全くほかの使用用途という部分を排除したわけではありませんが、温泉施設をまず有効活用していただきたいという形での質問等については回答させていただいたところですので。実際、プロポーザルを受け付けさせていただく段としましては、この1社という形でこれまで説明させていただいておりますが、こちらの1社につきましても温泉施設というものを活用していきたいということもいただいておりますので、利用の目的につきましても広くということもありますが、市のほうとしましては現有の施設を有効活用していただきたいという部分で、温泉施設の部分も有効にという形の御説明をさせていただいたところになりますので、よろしく申し上げます。

もう一点の貸与と譲渡のところの考え方になりますが、こちらのほうにつきましても、市のほうとしましては施設のほうを譲渡という部分も考えさせていただいたところではあります。もともとそこ敷地の部分が個人所有の敷地であるということもありまして、譲渡されてしまいますと、個人事業者の方が地権者様と直接貸借契約なり売買というふうなお話になってこようかと思っております。地権者のほうに今回の案件のほうを御説明させていただく段としましては、市のほうに今回の借地等につきましても継続的に関与していただきたいというお話もある中で、譲渡をしてしまいますと、市のほうからの権利といいますか、そちらに借地等に関する権利的なものが途絶えてしまうということもありまして、市のほうとしましては、その施設を貸し付けるという形で、借地のほうにつきましても、当初予算のほうでお話しさせていただいておりますが、市のほうが地権者に対して借地料をお支払いさせていただくという形を取らせていただきました。今回の専決処分につきましても、建物の無償貸与という形で上げさせていただいておりますが、借地のほうにつきましても、市と地権者さんのほうとこれまでどおり契約を結ばさせていただきますし、今回のENKUUUの事業者さんのほうに対しては、市に対して借地料に関する部分についての借地契約というものも別途契約させていただいておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

(13番議員挙手)

○議長（森藤文男） 13番 田中義久議員。

○13番（田中義久） よく分かりました。ありがとうございます。一つは地権者があり、市はそこからお借りをして、また市がお貸しすると、こういうことですが、前のお話の説明では、土地代

はもらうと、そのことによって市の負担がないというふうに3月議会のときにお聞きしていましたが、それが変更されて、土地代は市が払って、貸したENKUUUさんという団体からは頂かないと、ちょっと僕の思いが違いかもしれませんが、そういうことだというふうにして理解してみたいんですけど、そして契約内容というのを、これは見せてもらうことができないかということですが、お聞きしたいと思います。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

粥川商工観光部長。

○商工観光部長（粥川 徹） すみません。まず、今回、建物と土地というものを分けて、借地と貸借の契約を結ばせていただいています。建物の部分については、無償貸付けという形で無償です。土地のほうにつきましては、前年度の予算のときに御説明させていただいたとおり、地権者さんにお支払いする借地料と同額のことを、今回ENKUUUのほうに借地契約という形で結ばせていただいて、ENKUUUのほうからお金を、借地料を頂く、その同額の部分を地権者さんにお支払いさせていただくということで、基本市のほうの負担はないというところになりますので、よろしくお願ひします。

契約書のほうのお見せすると、また資料のほうを用意させていただきますが、後ほどお答えさせていただきますと思いますので、よろしくお願ひします。

（13番議員挙手）

○議長（森藤文男） 13番 田中義久議員。

○13番（田中義久） ちょっと自分は勘違いしておりまして、いわゆる無償貸与は上物ということで、土地については頂いてお支払いすると。3月議会の御説明のとおりということだというふう理解しました。ありがとうございました。事業がENKUUUという団体によりまして、うまく軌道に乗っていくように祈るものであります。

以上です。

○議長（森藤文男） ただいま、13番 田中義久議員のほうから資料の提出をとということがありましたが、これちょっと議会のほうでお諮りしないといけないので、田中義久議員のほうから資料提供のほうの質問がございましたが、これに皆さん同意をされますか。よろしいですか、資料提供については。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） では、資料は後ほどまた提供していただくようよろしくお願ひいたします。

ほかに。

（2番議員挙手）

○議長（森藤文男） 2番 大坪隆成議員。

○2番(大坪隆成) 2番 大坪です。冒頭、山川市長の挨拶で、指定管理について見直しをしていくということで、本当に強い決意をうかがいましたし、本当に感銘を受けました。

今年3月24日の全協のところで、私、質問させていただいているので、あえてもう一度確認の意味で質問させていただきます。

この子宝温泉については、市としては金銭的なところも負担はもちろんないし、人的なところでも負担がなく、全面的に委託、事業者のほうが、ENKUUUさんが全部やられるということで、市の負担は全くないというふうな説明が多分あったかと思うんですが、SNS等で事業者さんが発信している内容とは若干そごがあるのかなという気がします。SNSでの発信ですので、正式な話ではないかもしれませんが、もう一度確認ですが、これについては、例えば追加で修繕の負担を市がするだとか、人的なバックアップをするだとか、もちろん見守りは必要だと思いますが、そういうことはないという理解でよろしいでしょうか。確認です。

○議長(森藤文男) 答弁を求めます。

粥川商工観光部長。

○商工観光部長(粥川 徹) 失礼します。過日の3月のとき説明と同様になりますが、市のほうとしましては、施設についても無償貸与という形のところで今回説明させていただきましたとおり、修繕費用等について事業者さんのほうで負担していただくというものを大前提に貸し付けさせていただき、併せて無償ですという形になっておりますので、そちらについては負担はしない形になります。あわせて、人的なものにつきましても、基本的には民間事業者さんが貸し付けされて営まれるというものになりますので、それに対して市のほうが何らか手だてをすることはありませんので、よろしくをお願いします。

(2番議員挙手)

○議長(森藤文男) 2番 大坪隆成議員。

○2番(大坪隆成) ありがとうございます。確認でしたので、これは本当に、もし仮にこの事業が成功したということになると、指定管理の在り方とか、他の指定管理事業者についても見直しが必要になってくるんじゃないかと思って、本当に私も注目して見えています。市としてはお金も人も全くやらないということで、あくまでも民間事業者さんが民間の事業としてやられるということを確認できましたので、以上で質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長(森藤文男) ほかに質疑はございませんか。

(5番議員挙手)

○議長(森藤文男) 5番 みずのまり議員。

○5番(みずのまり) 5番 みずのまりです。私も簡単な確認でございます。手短に済ませます。

プロポーザルの段階で無償貸付けの説明というのは、他社さんにもあったのかどうか、株式会社

ENKUUUに決まって、話をする段階で無償貸付けになっていったのか、そこが一つと、もう一つは、高額のためにお尋ねしたいんですが、借地料と同額が一旦市のほうに入って、地権者さんに同じ額が支払われるということなんですが、この場合、入ってくるお金は、科目としてはどういう扱いになるのでしょうか。

以上です。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

粥川商工観光部長。

○商工観光部長（粥川 徹） まず1点目の、無償、どの段階で無償貸付けにしたかという部分につきましては、当初のプロポーザルの募集の段階から無償という形とさせていただいておりますので、よろしくをお願いします。

もう一点の、入りの細目です、そちらの、ちょっとお待ちいただけますか。すみません。

○議長（森藤文男） 村瀬総務部付部長。

○総務部付部長（村瀬正純） 失礼いたします。科目につきましては、市でないものを貸し付けますので、雑入になるかなというふうに考えております。よろしくをお願いします。

○議長（森藤文男） ほかはよろしかったですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） それでは、後ほど資料等もございますが、ここでお諮りいたします。ただいま議題となっております議案第71号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第71号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議案第71号について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第71号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

ここで暫時休憩をしたいと思います。再開は10時55分を予定しております。よろしくをお願いします。

（午前10時43分）

---

○議長（森藤文男） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午前10時55分）

---

◎発言の訂正

○議長（森藤文男） ここで、山川市長より発言の訂正を求められておりますので、発言を許可いたします。

山川市長。

○市長（山川弘保） 先ほど、冒頭の御挨拶の中で越前屋について言及をさせていただきましたところ、この「郡上八幡の街中にあります越前屋、今回、この指定管理を取り消し、議会のほうでお認めいただいた上」と申しましたが、これは「指定管理」ではなく、「今回、行政財産を普通財産化とすることを議会のほうでお認めいただいた上で、貸出し」というこの一点と、もう一つはその少し後に申しました「修繕のために1億円を払い、さらにこれも指定管理で毎年1,500万円近くを」という発言をしましたが、これも訂正といたしまして、「修繕のために1億円を払い、さらに業務委託で毎年1,500万円近くを」という、この発言を訂正したいと思いますので、よろしくお願いたします。

---

◎議案第72号から議案第77号までについて（提案説明）

○議長（森藤文男） それでは、続いて日程11、議案第72号 郡上市職員の育児休業等に関する条例及び郡上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程16、議案第77号 郡上市社会教育施設設置条例の一部を改正する条例についてまでの6議案を一括議題といたします。

順次説明を求めます。

河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） 議案第72号をお願いいたします。

郡上市職員の育児休業等に関する条例及び郡上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市職員の育児休業等に関する条例及び郡上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和7年6月10日提出、郡上市長 山川弘保。

提案理由ですが、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定を整備するため、この条例を

定めようとするものでございます。

議案書の最後に資料をつけておりますので、御覧いただきたいと思います。

2の改正内容をお願いいたします。

初めに、第1条の郡上市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございます。

小学校修学の時期に達するまでの子を養育するために取得することができる部分休業につきまして、現行では1日につき2時間を超えない範囲内で勤務時間の始めまたは終わりとされておりますが、今回の改正はさらに多様な取得を可能にしようとするものでございます。

①育児時間を御覧いただきたいと思います。

現行の1日につき2時間を超えない範囲内で請求することに加え、2号部分休業といたしまして、1年につき77時間30分を超えない範囲内で請求することも可能となります。これらはあらかじめいずれの範囲内で請求するかを任命権者に申し出ることとなります。

また、②でございますが、勤務時間の始めまたは終わりに限って承認可能とする取扱いを廃止いたします。

③では、請求パターンの中の内容を変更することができる特別な事情を掲げておりますので、お目通しをお願いしたいと思います。

次に、第2条の郡上市職員の勤務時間・休暇等に関する条例の一部改正でございます。この年齢に応じた柔軟な働き方を実現するため、本人または配偶者の妊娠、出産を申し出た職員や3歳に満たない子を養育する職員に対し、育児休業制度、仕事と育児の両立支援制度の情報提供や利用の意向確認、配慮などを義務づけるなど改正を行うものでございます。

この条例は、令和7年10月1日から施行させていただくものでございます。

続きまして、議案第73号でございます。郡上市職員の給与に関する条例及び郡上市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市職員の給与に関する条例及び郡上市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和7年6月10日提出、郡上市長 山川弘保。

提案理由、栄養士法の一部改正に伴い、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

1枚おめくりいただきますと、新旧対照表をつけておりますので、こちらを御覧いただきたいと思っております。

今回の法律改正は、管理栄養士国家試験の要件が緩和されまして、管理栄養士養成施設を卒業した者が管理栄養士国家試験を受ける場合は、これまで必須であった栄養士の免許の取得が不要となりました。これによりまして、栄養士免許を有しない管理栄養士が生じますので、これまで栄養士、

管理栄養士をまとめて栄養士としていた規定文について、管理栄養士を明記し、両者を区分する必要がございます。

新旧対照表第1条では、郡上市職員の給与に関する条例の一部改正を載せておりますが、別表第2の医療職給料表（二）の備考を御覧いただければというふうに思いますが、下線部のとおり、「栄養士」の後に「管理栄養士」を加えます。

第2条は、郡上市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正でございます。別表第1及び別表第2について、いずれも同様に「栄養士」の後に「管理栄養士」を加えるものでございます。

施行日は公布の日からとしております。よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（森藤文男） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） それでは、2件続けて提案をさせていただきます。

議案第74号 郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和7年6月10日提出、郡上市長 山川弘保。

提案理由、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとする。

選挙事務に従事いただきます投票管理者、あるいは立会人等につきましては、非常勤職員の報酬額につきましては、法律に準じて規定をしております。

今般、根拠法である国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律が、最近の物価高騰、変動や選挙の執行状況を考慮して一部改正され、報酬枠の見直しがなされました。

資料を御覧いただきますと、改正内容は、表中にございます投票所の投票管理者の報酬にあつては、現在1万2,800円のところ、改正後1万4,500円に1,700円の増額など、記載のとおり7つの職の増額改定を行います。

施行日は公布の日としております。

続きまして、75号をお願いします。

郡上市税条例の一部を改正する条例について。

郡上市税条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和7年6月10日提出、郡上市長 山川弘保。

提案理由、地方税法等の一部改正に伴い、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとする

る。

本議案は、上位法であります地方税法等の一部改正に伴う条例改正です。

改正内容を資料で説明します。

初めに、1番目の第18条は、公示送達の手続について、従来、市の7か所の掲示場に掲示を行っておりましたが、市のホームページ等を通じて行うことができることになるため、当該規定を追加いたします。

次の第18条の3の改正は、今ほど第18条の改正で、条文に引用する「施行規則」の文言が追加され、以下の条文におきまして、「施行規則」との略称を用いることとされたため、本条にある文言を略称に改める整理であります。

3番目の第34条の2は、所得控除に特定親族特別控除額を追加する改正です。市民税の所得額割は、前年の所得額から一定の所得控除額を差し引いた残額に税率を除して算出しておりますが、この所得控除の種類に特定親族特別控除額を加えます。今般の地方税法の改正で、大学などに通います19歳以上23歳未満の子を持つ親等の税負担を軽減する、いわゆる103万円の壁による就業調整の問題に対応するものとなっております。

具体的には、扶養親族は今まで給与収入が103万円、所得額でいうと48万円を超えないように調整して就労することがありましたが、今般の改正で給与収入額が123万円、給与所得額は58万円に拡大されまして、また58万円を超えたとしても給与所得額123万円までは段階的に控除が受けることができるように改正されました。この段階的に受けることができる控除を特定親族特別控除といい、控除の種類を規定する本条文にこれを追加する改正となっております。

4番目、第36条の2は、各種控除を受ける場合の市民税申告書の提出について規定をしております。この控除の種類に今ほどの特別控除額を加える改正です。

5番目の36条の3の2は、給与所得者について、次の第36条の3の3は、公的年金受給者について、ともに扶養親族等申告書の記載事項に特定親族の文言を加える改正です。この特定親族とは、前述の特別控除が受けることができる扶養親族のことを指します。

最後の附則第16条の2の2は、加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例の追加でございます。

施行日は、条文ごと、表中右側に記載のとおりです。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（森藤文男） 粥川商工観光部長。

○商工観光部長（粥川 徹） 議案第76号 郡上市白鳥前谷自然活用総合管理施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について。

郡上市白鳥前谷自然活用総合管理施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を次のとおり

定めるものとする。

令和7年6月10日提出、郡上市長 山川弘保。

提案理由としましては、郡上市白鳥前谷自然活用総合管理施設を普通財産とするため、この条例を定めようとするものです。

おめくりいただきまして、条項文になりますが、郡上市白鳥前谷自然活用総合管理施設の設置及び管理に関する条例は、廃止するという形で、附則としまして、施行日を令和7年9月1日からするというものとなります。

こちらにつきましては、当該施設については、平成4年に地元の方々により設立されました阿弥陀ヶ滝観光により経営されてきました。その後、平成27年において当該事業者が経営困難な状況となりまして、経営体制を刷新し、以降におきましても経営改善に取り組みながら事業継続を行ってまいりました。しかしながら、施設の老朽化やインバス、イントイレといった顧客のニーズの変化に対応し切れていないといったところから赤字経営が続いた状況となっていました。このため、本年5月に阿弥陀ヶ滝観光の代表取締役から指定管理の解除の申出が提出されまして、指定管理者選定委員会におきまして、その内容を精査させていただきながら、解除についての承認を行いました。本年8月末日をもって営業を終了するとともに、9月1日付にて指定管理の解除を行わせていただきます。営業終了、指定管理の解除に伴いまして、当該施設の今後の利活用を検討していくため、普通財産化を行うものとなります。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（森藤文男） 長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） 議案第77号 郡上市社会教育施設設置条例の一部を改正する条例について。

郡上市社会教育施設設置条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和7年6月10日提出、郡上市長 山川弘保。

提案理由、大和万場社会教育施設を廃止するため、この条例を定めようとするものでございます。最後のページ、資料にて説明をさせていただきます。

この万場社会教育施設につきましては、民俗資料を収蔵保管している施設でございますが老朽化が著しく、危険な状態になっていることから廃止し、今年度取り壊す予定でございます。

なお、収蔵しております民俗資料につきましては、今後も保存していく物、地域の皆さんに活用していただける物、処分する物等に分類し、今後も保存していくものにつきましては、近隣施設での保管を検討しております。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（森藤文男） 以上で説明を終わります。

質疑につきましては、会期日程に従い、改めて行います。

◎議案第78号及び議案第79号について（提案説明・委員会付託）

○議長（森藤文男） 日程17、議案第78号 令和7年度郡上市一般会計補正予算（第1号）について及び日程18、議案第79号 令和7年度郡上市財産区特別会計補正予算（第1号）についての2議案を一括議題といたします。

説明を求めます。

村瀬総務部付部長。

○総務部付部長（村瀬正純） 議案第78号 令和7年度郡上市一般会計補正予算（第1号）について。議案第79号 令和7年度郡上市財産区特別会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月10日提出、郡上市長 山川弘保。

一般会計予算書の1ページをお願いいたします。

令和7年度郡上市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億1,387万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ281億187万7,000円とする。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表 債務負担行為による。

第3条、地方債の変更は、第3表 地方債補正による。

5ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為です。

債務負担行為は、翌年度以降にまたがる契約をするため、その内容や限度額などを予算書に定めておくものです。

小学校ICT教育推進事業、期間は令和7年度から令和8年度まで、限度額を129万2,000円、中学校ICT教育推進事業も同期間で60万8,000円、どちらも岐阜県下一斉に行われます校務支援システム導入のための経費となります。

次のページをお願いいたします。

第3表 地方債補正は、変更です。

一般単独事業、緊急自然災害防止対策事業、補正後限度額を2億1,360万円に、辺地対策事業を補正後3億3,790万円に、過疎対策事業を12億4,470万円、合計で20億3,150万円とするものです。

今回の補正予算で計上しております明宝保育園の移転整備工事ですとか、南部斎苑の空調更新工事、建設部関係の建設工事の財源とするため、起債の額を変更するものです。

一般会計は以上となります。

続きまして、財産区特別会計予算書の1ページをお願いいたします。

令和7年度郡上市の財産区特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ245万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,926万2,000円とするというものです。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長(森藤文男) お諮りいたします。ただいま説明のありました議案第78号及び議案第79号の2議案につきましては、会議規則第37条第1項の規定により、予算特別委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 異議なしと認めます。よって、議案第78号及び議案第79号の2議案につきましては、議案付託表のとおり、予算特別委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

なお、質疑につきましては予算特別委員会で行うことにし、ここでは省略をいたします。

お諮りいたします。ただいま予算特別委員会に審査を付託いたしました議案第78号及び議案第79号の2議案につきましては、会議規則第44条第1項の規定により、6月12日午後4時までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 異議なしと認めます。よって、予算特別委員会に審査を付託しました議案第78号及び議案第79号の2議案につきましては、6月12日午後4時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定をいたしました。

---

#### ◎議案第80号について(提案説明)

○議長(森藤文男) 続きまして、日程19、議案第80号 財産の無償譲渡について(旧美並庁舎ほか3施設)を議題といたします。

説明を求めます。

加藤総務部長。

○総務部長(加藤光俊) 議案第80号 財産の無償譲渡について(旧美並庁舎ほか3施設)。

次のとおり財産を無償で譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号及び同法第237条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月10日提出、郡上市長 山川弘保。

1つ、譲渡する財産は建物で、所在地、郡上市美並町白山725番地3、主たる地番でございます。名称、延べ床面積、構造を順に読み上げます。

旧美並庁舎、1858.14平米、鉄骨鉄筋コンクリート造3階建て。

旧美並庁舎ボイラー室、28平米、鉄筋コンクリート造1階建て。

旧美並庁舎美並車庫、93平米、鉄骨造1階建て。

旧美並庁舎車庫兼印刷室、81.9平米、鉄骨造2階建て。

2、譲渡の相手方、福井県坂井市丸岡町下久米田38字33番、ゲンキー株式会社代表取締役社長藤永賢一氏です。

3、譲渡の理由、市が定める庁舎施設再編行動計画において、旧美並庁舎は、廃止（除去）し、庁舎敷地の有効活用を地元の意見を含めて検討することとしております。

今般、上記事業者から、当該地に店舗を出店したいこと、市有地は無償貸与条件に、取壊し費用は事業者で負担する旨の提案があった。

市は、本提案を受け入れることとして、旧美並庁舎と上記施設を譲渡するためでございます。

資料1、経過等を御覧ください。

繰り返しになりますけれども、旧美並庁舎は廃止（除去）し、跡地は活用、地元意見を含めて検討することとしてございます。

本計画に基づく実施に際しましては、1点目の施設除去については、活用する当てのない中での取壊しは投資効果に懸念がございます。

2点目の地元意見に関しては、美並地域には商業施設がなく、以前から誘致の要望がございました。本件については、資料に記載のとおり、高齢福祉課アンケートでもそういった傾向は見て取れるところです。

こうした中、美並地内に店舗建設を検討していた事業者から跡地利用に関する提案があったところです。

内容は、店舗出店に際しては、市有地の借地料を免除されたい。これを条件に、庁舎及び周辺の施設は費用負担を一切行うとしていただける内容でした。

こうした提案を受けまして、過日、地域協議会からも旧庁舎跡地利用については、店舗出店を強かに推し進め、早期の開業を目指してほしいとする要望書が提出されたところです。

市としましては、2番目の方針に記載のとおり、市が取り壊すよりも費用負担の面において優位であること。加えまして、地元要望にお答えできることから、これを受け入れることが最善の活用方法であると判断したところです。

3番目の対応でございますが、庁舎跡地を活用する方法として、まずは美並庁舎、旧の施設ほかを取り壊していただくために、これら施設をゲンキーに無償譲渡することについて議決を賜りたいと存じます。一定の財産価値がある施設を適正な対価なく譲渡することから、法の規定に基づいて議決事件として提案させていただくものでございます。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（森藤文男） 以上で説明を終わります。

質疑につきましては、会期日程に従い、改めて行います。

---

◎議案第81号について（提案説明・質疑・採決）

○議長（森藤文男） 日程20、議案第81号 物品売買契約の締結について（業務端末購入）を議題といたします。

説明を求めます。

河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） 議案第81号をお願いいたします。

物品売買契約の締結について（業務端末購入）でございます。

次のとおり物品売買契約を締結したいので、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月10日提出、郡上市長 山川弘保。

- 1、契約の目的、業務端末の購入。
- 2、契約の方法、指名競争入札による。
- 3、契約金額、2,623万5,000円でございます。
- 4、契約の相手方は、郡上市八幡町島谷719番地、サダフィール株式会社代表取締役佐田恒一。
- 5、納入場所ですが、郡上市八幡町島谷228番地、郡上市役所市長公室情報課でございます。

物品の内容、ノートパソコン270台でございます。

1枚送っていただきますと、資料をつけておりますので、御覧いただきたいと思います。

議案の説明と重複する部分については省略させていただきますが、5の納入期限を御覧いただきたいと思います。令和7年9月30日を期限としております。

6の物品の内容を御覧ください。職員が使用する情報系端末を購入するものでございますが、令和元年度以前に購入した端末は全て基本ソフトウェアがWindows 10であり、このサポートは本年10月14日に終了いたします。使用している機種はWindows 11へのアップグレードに対応しない機種でございまして、これを使い続けることはセキュリティー上に大きな危険性を抱えることとなりますので、昨年度から計画的に更新を進めておるところでございます。今回は270台を購入するもので、これによりまして、Windows 10を搭載する端末の更新は完了いたします。

なお、更新に当たりまして、不要となる端末については情報漏えい等がないよう、別契約において適切に処分をしております。

1枚を送っていただきますと、入札の結果を載せておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上でございます。本議案について、御議決を賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（森藤文男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。

（13番議員挙手）

○議長（森藤文男） 13番 田中義久議員。

○13番（田中義久） すみません。13番 田中です。ちょっと前もって質問の趣旨をお願いしていたわけですが、OSです、このWindowsの11にバージョンアップするということですが、これまた私は十分な知識がなくお聞きしますが、自分のノートパソコンは、そのハードウェアを変えなくてバージョンアップできるんです。これは恐らくOSのWindows10が今搭載されていて、それがバージョンアップできないと。ハードとソフトの両方のいわゆる使用期限といえますか、あると思うんですけど、これは一体化しているということによって変えるということになると、ハードも時期が来ているのかどうかというようなこととで、いわゆるバージョンアップできる機器に変えるという思いはないのかと。こういう点をちょっと確認、これ予算的なことにはなりますけど、いわゆるソフト、OSのバージョンアップができないんだということの確認です、一つは。

もう一つは、搭載された機械270台は、今度は変わって古いものに出ますから、出た後にそのデータ処理です、言わば機密情報もあると思いますので、データの破壊についても少し言及をしていただけたらと思います。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） Windows11へのアップグレードには、CPUと言われておりますデータ処理や演算、またプログラムの実行などをパソコンの動作をコントロールする装置がございますが、これのグレードであったりとか、型式であったりとか、こういったところに一定の条件があると伺っております。郡上市が使っているこのパソコンについては、この企画の対象外ということですので、アップグレードができないというようなことから、今回更新のほうをさせていただきたいということでございます。

また、不要となる端末については、ハード部分について物理的な破壊ということを行うことによって情報漏えいの機密保持を行っていくと、情報漏えいがないようにしていきたいというふうに考えているところです。よろしく申し上げます。

○議長（森藤文男） ほかに質疑はございませんか。

（17番議員挙手）

○議長（森藤文男） 17番 野田かつひこ議員。

○17番（野田かつひこ） 17番 野田でございます。入札結果の一覧表、これに関わって質問いたします。基本的なこと確認ですが、番号が書いてありませんが、一番上からたくさんところが、

商号又は名称というのがいっぱい出ていますが、上から5段目までは入札の金額が示されております。これは当然ながら、こういうふうに入札しますという金額が向こうから示された。それから、その次には辞退というのがありますが、これは案内をもらったけども、入札を辞退しますという返答があったでいいかと思うんですが、そして不着というのは何もなかった、返答も何も、こういう理解でよろしいですか、まず。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） 入札の件ですので、私からと思いますけれども、御指摘のとおり、金額が入ったところは入札が実際にあった、辞退されたのは辞退という意思表示があった、不着というのは期限までに到着しなかったという意味合いでございます。

（17番議員挙手）

○議長（森藤文男） 17番 野田かつひこ議員。

○17番（野田かつひこ） そこでちょっと重ねて伺いたいんですが、この辞退されたのは、案内があったから辞退されたのであったんだと思いますが、どういう範囲で、どういう基準で案内を出すのか、それを教えていただきたい。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） まず、入札関係のことで申しますと、金額に応じてになります。基本的には業者さんを指名させていただきます。指名競争入札というものを行っております。その際には、指名願いとすることで、こういう業種の私は仕事をしていきますので、こういう事案があったらぜひお声がけくださいという、いわゆる指名願いとすることでございます。この場合ですと、業務端末ということで、もう少し詳しいパソコンを扱ってみるとか、そういう分類もあろうかと思うんですが、そういった中で、パソコンを買いたいという仕事があったら、私を指名してくださいねという、そういうリストがあるんです。その中で競争を働かせる必要があるんで、都度指名委員会におきまして、では今回の入札においてはこういった業者さんを指名しようかということでやらせていただくんですが、原則的には、やはり多くの競争原理を働かせたいので、その分類にある業者さんを全員、全部です、指名するという考え方でやらせていただいておりますけれども、やる気・元気条例ということで、郡上市の市内の業者さんにも優先してということは当然配慮しながらやらせていただく中で、業者さんを選定した、御案内をした結果がこうであったということでお答えいたします。

（17番議員挙手）

○議長（森藤文男） 17番 野田かつひこ議員。

○17番（野田かつひこ） 詳細にありがとうございます。ということは、ここに出ておる業者さんが全ての指名業者さんであったということですね。それ以外はなかったと。了解しました。結構です。

○議長（森藤文男） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第81号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第81号につきましては委員会付託を省略することに決定をいたしました。

討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議案第81号について、原案のとおり可とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第81号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

---

#### ◎議案第82号について（提案説明・質疑・採決）

○議長（森藤文男） 日程21、議案第82号 物品売買契約の締結について（高規格救急自動車購入）を議題といたします。

説明を求めます。

兼山消防長。

○消防長（兼山幸泰） 議案第82号 物品売買契約の締結について（高規格救急自動車購入）。

次のとおり物品売買契約を締結したいので、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月10日提出、郡上市長 山川弘保。

- 1、契約の目的、高規格救急自動車の購入。
- 2、契約の方法、指名競争入札による。
- 3、契約金額、3,245万円。
- 4、契約の相手方、郡上市八幡町稲成1156番地、岐阜トヨタ自動車株式会社八幡店店長山内光。

5、納入場所、八幡町小野四丁目4番地1、郡上市消防本部郡上中消防署。

物品の内容、高規格救急自動車1台。

資料をつけておりますので、資料を御覧いただきたいと思います。

1から4につきましては、前段と同じでございますので省略をさせていただき、5の納入期限から説明をさせていただきます。

納入期限、令和8年1月31日。

6、物品の内容、高規格救急自動車1台。

車両の仕様としましては、消防庁認定の高規格救急自動車フルタイム4WDの寒冷地仕様となっております。エンジン型式以下につきましては、記載のとおりでございます。

(2) 艤装、救急の資器材の収納庫ほか記載のとおりでございますが、ここで1点訂正をさせていただきます。最下段にあります電動ストレッチャーにつきましては、(3)の資器材と記載が重複しております。艤装のほうの電動ストレッチャーにつきましては削除をお願いいたします。申し訳ございませんでした。

次に、(3)資器材につきましては、ビデオ喉頭鏡や血糖の測定セットなど記載のとおりでございます。

資料を1枚めくっていただきまして、次のページをお願いいたします。

上段につきましては、先ほど御説明をさせていただきました資器材等の物品の写真でございます。また、下段につきましては、更新する車両の外観となっておりますので、参考にお目通しをしていただきたいと思います。

最後になりますが、ページを改めていただきまして、入札の結果となっておりますので、こちらのほうも併せてお目通しをしていただきたいと思います。

説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

○議長(森藤文男) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。

(2番議員挙手)

○議長(森藤文男) 2番 大坪隆成議員。

○2番(大坪隆成) 大坪です。この高規格救急自動車整備事業、多分去年の6月の議会でも同じものがあつたと思います。あのときの金額が4,180万円で、今回が3,245万円で、資器材を見ると、多分ルーカスとカルジオライフが違っているんですけど、今年は、今回は電動ストレッチャーで、昨年度はストレッチャー防止落下改造とかつてなっているんですけど、何か違いが、どういうふうな違いがあつて、今回結構安く上がっているんで、この選定理由を分かつたら教えてください。

○議長(森藤文男) 答弁を求めます。

兼山消防長。

○消防長（兼山幸泰） ただいまの議員からの御質問に対してお答えをさせていただきます。

議員言われたとおりに、令和6年度よりも約970万円ほど金額的には安く仕上げております。主な理由としましては、先ほど申されました自動式心マッサージ器、こちらのほうの更新等がありまして、その部分は昨年度の予算の計上の中に含ませていただきました。資料にもありますように、電動ストレッチャー等は更新をさせていただきましたが、昨年度の更新のときに比べまして、今回の車両につきましては、更新を、元の車両です、こちらのほうからの資器材を大方新しいほうに載せ替えをするということで費用を抑えております。そのような理由が主な理由になりますので、よろしく願いいたします。

（2番議員挙手）

○議長（森藤文男） 2番 大坪隆成議員。

○2番（大坪隆成） 厳しい財政状況の中、こういうふうには抑えられて、質が下がるということではなくて、今あった物が流用できて、同じ基準の物が安い金額で納入できたという理解でよろしいでしょうか。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

兼山消防長。

○消防長（兼山幸泰） そのように御理解をしていただければよろしいかと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（森藤文男） よろしかったですか。

（「はい」と2番議員の声あり）

○議長（森藤文男） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） それでは、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第82号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第82号につきましては委員会付託を省略することに決定をいたしました。

討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議案第82号について、原案のとおり可とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第82号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

---

◎報告第2号から報告第4号までについて（報告）

○議長（森藤文男） 日程22、報告第2号 令和6年度郡上市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてから、日程24、報告第4号 令和6年度郡上市下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてまでの3件を一括議題といたします。

順次報告を求めます。

村瀬総務部付部長。

○総務部付部長（村瀬正純） 報告第2号 令和6年度郡上市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和7年6月10日提出、郡上市長 山川弘保。

計算書を御覧ください。

この計算書は、昨年度予算におきまして、繰越明許費の承認をいただきました事業について、それぞれの繰越額とその財源額が確定しましたので、御報告させていただくものです。

いずれの事業につきましても、年度内の完了が困難となり、繰越しさせていただいたものです。事業は大変多くありますので、個々の読み上げは割愛させていただきますが、次のページを御覧いただきまして、一番下のところ、合計27事業で、翌年度繰越額が9億981万3,000円の繰越しとなっております。

続きまして、報告第3号をお願いいたします。

報告第3号 令和6年度郡上市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和7年6月10日提出、郡上市長 山川弘保。

計算書をお願いいたします。

事故繰越は、天災など避け難い事故のために、年度内に支出が完了しなかった歳出予算を翌年度に繰越しして使用するもので、その繰越額及び財源の御報告をさせていただくものです。

事業名、農産漁村地域整備交付金事業、翌年度繰越額が1,660万6,900円。本事業では、令和5年度からの繰越事業として、石徹白地内の林道大杉線宮川橋の架け替え工事を進めておりましたが、昨年冬に想定を上回る降雪・積雪となり、年度内の完了が困難となったものです。

なお、本事業の完了見込みは、令和7年6月と今月中をめどとしております。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（森藤文男） 遠藤環境水道部長。

○環境水道部長（遠藤貴広） 報告第4号をお願いします。

令和6年度郡上市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について。

地方公営企業法第26条第3項の規定により、次のとおり報告する。

令和7年6月10日提出、郡上市長 山川弘保。

おめくりいただきまして、令和6年度郡上市下水道事業会計予算繰越計算書をお願いします。

款1資本的支出、項1建設改良費、環境建設改良事業、予算計上額は792万円、翌年度繰越額792万円でございます。この事業は、農業集落排水白鳥東部地区を特定環境保全公共下水道白鳥地区に統合する事業で、全体計画を促進するために、さきに発注しました設計費の入札差金を活用して管渠埋設工事を発注したものでございます。令和6年度の完成が見込めずに繰越しとさせていただきます。

続きまして、処理場建設改良事業、予算計上額は2,640万円、翌年度繰越額2,640万円でございます。この事業につきましては、八幡都市環境センターの汚泥脱水機をオーバーホールするものでございますが、半導体等部品の供給が不安定であり、部品の入手に不測の日数を要することから、年度内の完成が見込めず繰越しとさせていただきます。

説明は以上です。よろしくをお願いします。

○議長（森藤文男） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

以上で、報告第2号から報告第4号までの報告を終わります。

---

#### ◎報告第5号について（報告）

○議長（森藤文男） 日程25、報告第5号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

三輪建設部長。

○建設部長（三輪幸司） 報告第5号をお願いいたします。

報告第5号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年6月10日提出、郡上市長 山川弘保。

おめくりいただきまして、専決第1号をお願いいたします。

専決第1号 専決処分書（和解及び損害賠償の額の決定について）。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決日は、令和7年5月9日です。

1、損害賠償による和解の内容。令和7年2月22日午後4時30分頃、郡上市明宝奥住地内において、林道明宝荘川線上で舗装が破損し穴が開いている箇所があり、相手方車両が通過した際に左側後輪タイヤを損傷した。

市は示談により下記金額で損害を賠償する。市の過失割合は40%です。

2、損害賠償の相手方は記載のとおりでございます。

3、損害賠償の額は1万3,600円でございます。

続きまして、専決第2号をお願いいたします。

専決第2号 専決処分書（和解及び損害賠償の額の決定について）。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決日は、令和7年5月13日です。

1、損害賠償による和解の内容。令和7年3月2日午後7時頃、郡上市大和町島地内において、市道コセ線上で舗装が破損し穴が開いている箇所があり、相手方車両が通過した際に左側前輪タイヤ、ホイールを損傷した。

市は示談により各金額で損害を賠償する。市の過失割合は40%です。

2、損害賠償の相手方は記載のとおりでございます。

3、損害賠償の額は5,720円でございます。

続きまして、専決第3号をお願いいたします。

専決第3号 専決処分書（和解及び損害賠償の額の決定について）。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決日は、令和7年5月13日です。

1、損害賠償による和解の内容。令和7年3月9日午後8時頃、郡上市白鳥町前谷地内において、市道東前谷線上で舗装が破損し穴が開いている箇所があり、相手方車両が通過した際に左側後輪タイヤを損傷した。

市は示談により下記金額で損害を賠償する。市の過失割合は50%です。

2、損害賠償の相手方は記載のとおりでございます。

3、損害賠償の額は9,455円でございます。

舗装の破損箇所につきましては、事故発生後に職員が現場を確認しまして、速やかに舗装の補修

を行いまして、再発防止に努めております。誠に申し訳ございませんでした。

○議長（森藤文男） 以上で報告が終わりました。

質疑を行います。質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

以上で、報告第5号を終わります。

---

#### ◎議発第5号について（採決）

○議長（森藤文男） 続きまして、日程26、議発第5号 議員派遣についてを議題といたします。

会議規則第170条の規定により申出がありました。

お諮りいたします。申出のとおり、議員を派遣することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、申出のとおり議員を派遣することに決定をいたしました。

---

#### ◎議報告第6号及び議報告第7号について（報告）

○議長（森藤文男） 日程27、議報告第6号 諸般の報告について（議員派遣の報告）及び日程28、議報告第7号 諸般の報告について（例月出納検査の結果）の2件を一括議題といたします。

議員派遣の報告及び例月出納検査の結果の報告が、議員及び監査委員から別紙写しのとおり提出をされましたので、お目通しいただき報告に代えます。

5月30日までに受理をいたしました請願につきましては、お手元に配付をいたしました請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（森藤文男） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

（午前11時50分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長      森 藤 文 男

郡上市議会議員      蓑 島 正 人

郡上市議会議員      池 田 源 則

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長

郡上市議会議員

郡上市議会議員